平成２２年（フ）第１８０６号
愛知県大府市北山町１丁目89番地
債務者　佐藤　清人
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８０７号
愛知県大府市北山町１丁目89番地
債務者　佐藤賀世子こと　崔　賀世子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３号
三重県伊賀市平野東町52番地
債務者　佐久間大成
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２７６号
兵庫県伊丹市大鹿４丁目41番地　大一マンション403号
債務者　窪田　絹代
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３０７号
兵庫県川西市錦松台11番15号
債務者　大久保美津枝
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３１０号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番12―302号
債務者　小田原明美（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３３０号
兵庫県川西市平野１丁目４番１―211号
債務者　實熊　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３４６号
兵庫県伊丹市西野８丁目３番地１桜台ハイツ１―209号、前住所山形県鶴岡市道形町19番25号
債務者　佐藤企画こと　佐藤　春好
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３４７号
兵庫県伊丹市西野８丁目３番地１桜台ハイツ１―209号、前住所山形県鶴岡市道形町19番25号
債務者　佐藤　可奈（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３５１号
兵庫県宝塚市小林１丁目18番11号
債務者　阪本　英子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３５４号
兵庫県宝塚市中筋２丁目11番１―201号
債務者　松田　和美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３６６号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番８―401号
債務者　宮崎　信子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３６７号
兵庫県川西市鴬の森町９番２号
債務者　知名　誠子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６２７号
兵庫県尼崎市大庄中通２丁目65番地
債務者　東　　智美（旧姓安慶名）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３５号
兵庫県西宮市生瀬東町15番17号
債務者　村木　政樹
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６４６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番17―615号
債務者　水野　達生
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６１号
兵庫県尼崎市田能４丁目17番13―404号
債務者　澤田　允子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６８号
兵庫県尼崎市浜３丁目１番36号クリスタルプラザ401号
債務者　藤井美智子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係